

## 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度要綱

制定	平成19年	9月14日	市長決裁
改正	平成21年	3月12日	市長決裁
			(略)
	平成25年	3月29日	市長決裁
	平成25年	9月19日	産業政策課長決裁
	平成26年	3月31日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	平成27年10月	1日	農水商工局長決裁
	平成28年	3月28日	市長決裁
	平成30年	3月29日	市長決裁
	令和4年	7月29日	商業金融課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### (融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、予算の範囲内で取扱金融機関に預託を行うものとする。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の2倍以上の自己資金を加え、融資準備金として融資を行うものとする。

3 市は、本制度実施のため、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）との間に別に定める損失補償契約を締結する。

### (融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、次に掲げる中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者とする。

2 前項に該当する小規模企業者は、次の各号に定める要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 市内に1年以上居住し、かつ同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を1年以上経営していること。

(2) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、納税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。

(3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。

(4) 協会の保証対象業種であること。

(5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。

### (融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

(1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金

(2) 融資限度額 1事業者につき1,000万円以内（申込日以前1年以内に納期が発生する市県民税が、非課税措置又は免税措置を受けている者は、500万円以内）。熊本市中小企業小口資金との合計額は1,000万円を超えないものとする。ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。

(3) 融資期間 5年以内

(4) 口数 1口とする。

(5) 融資利率 返済期間3年以内の場合 固定 年利1.70パーセント以内

返済期間4年以内の場合 固定 年利1.80パーセント以内

返済期間5年以内の場合 固定 年利1.90パーセント以内

- (6) 返済方法 一括又は分割返済
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り6か月以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (10) 担保 原則として徴求しない。
- (11) 信用保証 すべて協会の保証を要する。

（取扱金融機関）

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫及び熊本県信用組合とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、取扱事項を限定し、又は条件を付し、これ以外の金融機関を取扱金融機関として定めることができる。

（融資相談窓口）

第6条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

（融資受付窓口）

第7条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。

（融資の斡旋）

第8条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めたときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

（融資審査等）

第9条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を経由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

（融資に関する特則）

第10条 融資を受けようとする者のうち、熊本市中小企業信用保証料補給要綱（以下「保証料補給要綱」という。）第4条第2号ただし書きの適用を受けようとする者は、融資申し込み時において、第7条に定める必要書類に加え、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に規定する経営革新等支援業務を行うもの（以下「認定支援機関」という。）の支援を受けて作成した事業計画書等を提出するものとする。

2 前項に定める事業計画書等を提出し、保証料補給要綱第4条第2号ただし書きの適用を受けた者は、融資期間中において、取扱金融機関に対して半年に1回、事業状況報告書を提出し、計画の実行及び進捗状況の報告を行うものとする。

3 認定支援機関は、小規模企業者に対し、第1項に定める事業計画書等の策定支援、第2項に定める事業状況報告書の作成支援その他の経営支援を行うものとする。

4 小規模企業者の報告を受けた取扱金融機関は、協会に対し年1回、事業計画実施状況等報告書を提出し、経営支援の実施状況と中小企業者の取組み状況について報告するものとする。

5 第1項に規定する事業計画書等、第2項に定める事業状況報告書及び第4項に定める事業計画実施状況等報告書は、別に定める。

（関係機関の協力）

第11条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

（保証制度）

第12条 保証制度は、協会の熊本市中小企業経営向上小口資金融資保証制度要綱による。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第4条第2号の規定は、平成30年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。